

## 大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。  
平成21年9月9日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地  
ニトリ彦根店 彦根市外町字新女町278番3ほか
- 2 提出された意見の概要  
彦根市からの意見  
店舗北側市道について、将来出入口を設ける場合は、市と協議されたい。
- 3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1  
滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目1-1  
滋賀県湖東環境・総合事務所総務課 彦根市元町4-1  
彦根市産業部商工課 彦根市元町4-2
  - (2) 縦覧期間 平成21年9月9日から平成21年10月9日まで